

農業用施設整備事業補助基準

農業用施設整備事業・農業林業団体事業に関する補助等については、これまで旧各町の基準により暫定的に運用していましたが、平成17年度から農林関係事業の市の統一基準を定めました。

1. 土地改良事業関係

(1) 農業用施設整備原材料支給事業

対象事業	採択基準	備考
○受益者において施行する簡易な農業用施設整備事業について、工事に必要な原材料（生コンクリート、コンクリート二次製品、石材等）を支給する	①受益戸数2戸以上かつ個人的でないもの ②1箇所1万円以上50万円程度までの原材料	○農道の敷砂利については、左記基準 ②の下限金額にかかわらず1m ³ 以上支給

(2) 農業用施設整備事業

(ア) 一般農業土木事業

対象事業	採択基準	受益者負担率	備考
○農道、農業用排水施設の整備（新設、改良および修繕）工事	①受益戸数2戸以上かつ個人的でないもの ②1カ所の工事費が40万円以上200万円以下（農道舗装工事にあつては300万円以下）のもの ③事業に必要な用地が確保されていること（用地費は無償とする。ただし、国補事業により実施する場合は、この限りではない） ④農道舗装工事にあつては、その路線の有効幅員が2.5m以上のもの	20%	○1箇所の工事費が200万円を超えるものについては、県単補助事業または国庫補助事業による施工を検討する

(イ) 小規模農業土木事業（補助金交付事業）

対象事業	採択基準	補助率	備考
○小規模な農道、農業用排水施設の整備（新設、改良および修繕）工事を受益者自らの発注により実施するもの。ただし、通常の維持管理にかかる用排水路の土砂除去等の工事は対象としない（災害に起因するものを除く）	①受益戸数2戸以上かつ個人的でないもの ②1カ所の工事費が10万円以上（災害に起因するものについては5万円以上）40万円未満のもの ③事業に必要な用地が確保されていること（用地費は補助対象に含めない）	80%	

(ウ) 農地等整備事業（補助金交付事業）

対象事業	採択基準	補助率	備考
○農地等個人的施設の改良、修繕工事で、災害復旧事業の対象外の工事及び耕作不良地の改善を図るための工事を受益者自らの発注により実施するもの	○工事費が10万円以上200万円以下のもの	30%	

※1 上記の補助金及び負担金基準は、平成17年度予算にかかる土地改良事業から適用します。

※2 申請者名は、自治会長、農家組合長、土地改良区理事長、水利組合長名など(個人施設の場合は、個人及び自治会長連名)をお願いします。

2. 獣害対策関係

(1) 獣害防除用柵等設置整備事業

対象事業	採択基準	補助率	備考	
○サル、シカ、イノシシ等による農作物の被害防除のために設置する施設（電気柵、ネット等）の設置費用のうち、その材料費の一部を補助する	田	①受益戸数2戸以上かつ受益面積50a以上の団地化された圃場	60%	○過去10年間に公費による補助を受けて柵を設置した区域は除く ○畑地をネットで覆う場合の補助限度額は、施設設置面積1a当り4万円とし、1世帯1カ所とする
		②地形的要件等により上記基準を満たすことが出来ない圃場	40%	
	畑	①受益戸数2戸以上かつ受益面積10a以上の団地化された畑地	60%	
		②受益面積1a以上10a未満の畑地	40%	

(2) 獣害防除用柵(金網)支給事業

対象事業	採択基準	受益者負担率	備考	
○サル、シカ、イノシシ等による農作物の被害防除のため金網を設置する場合、その原材料(一部受益者負担)を支給する	田	①受益戸数2戸以上かつ受益面積50a以上の団地化された圃場	10%	○過去10年間に公費による補助を受けて金網を設置した区域は除く ○畑地を金網で囲う場合は、1世帯1カ所とする
		②地形的要件等により上記基準を満たすことが出来ない圃場	20%	
	畑	①受益戸数2戸以上かつ受益面積10a以上の団地化された畑地	10%	
		②受益面積1a以上10a未満の畑地	20%	

(3) その他

○サル追払用火火の支給	サルの追い払いのためのロケット花火を無償にて支給(各庁舎総合窓口課(藤原庁舎は農村整備課)にて常時支給)
-------------	--

※1 申請前に関係受益者間でよく相談のうえ、効果的で経済的な計画を立ててください。

※2 申請者名は、自治会長、農家組合長名など(個人施設の場合は、個人および自治会長連名)をお願いします。

※3 サル追払用火火の支給希望者(個人で可)は、北勢、員井および大安庁舎は総合窓口課で、藤原庁舎は農村整備課で受け取ってください。

問い合わせ先……藤原庁舎 農村整備課 ☎46-6304 FAX46-6319